

校長室だより

重要!

令和7年 5月 9日 (金)
第 6 号
十日町市立中条中学校校長室

いじめについて (その2)

前号に続き、いじめについてもう少しお話しします。

「いじめの類似行為」について

新潟県いじめ等の対策に関する条例が令和2年に施行されました。この中に「いじめの類似行為」が追加されました。昨年も紹介しましたが、大切なことなので、再度お知らせします。

いじめ類似行為とは、「当該生徒が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。」(「条例」第2条2より)と定義されています。

※蓋然性＝ある出来事が起こる可能性や確率のこと。そうなるであろうと思われること

具体的な例で考えてみましょう。

- ・ SNS 上で、その生徒が見ることができないところに、悪口を書き込んだ。
- ・ 直接、その生徒に悪口を言わないが、陰で悪口を言っていた。 等



このような行為についても、学校として厳しく対応していきます。

いじめのケーススタディについて



私たち教職員はいじめ見逃しゼロ、早期発見・即時対応のために、校内で研修をしたり、様々な研修会に参加したりしています。その中で、よくケーススタディを行います。以下に一つの事例をあげます。このような場合にどう対応していくかを考える研修です。教職員で起こりそうな様々なケースを想定し、対応策を協議する中で、いじめの認知力や対応力の向上を目指しています。

皆さんも以下の事例をお読みいただき、ご家庭でお子さんと話題にいただければ幸いです。(毎年紹介しているケースです。中高ではよくあるケースだとお考えください。)

前述の類似行為も含まれていると考えられます。

たとえば、お子さんに「あなたがAさんならどう思う？」とか「BさんやCさんのような気持ちになったことある？」などと問いかけてみてはどうでしょう。また、親の立場としてAさんやBさん、Cさんの立場なら、あるいはDさんの親だったらと考えてみませんか。

5月12日(月)、高校1年の女子生徒Aは、入学後から同じ学級の女子生徒BとCと仲が良く、いつも行動をともにしている。今日もお昼を楽しく3人で食べながら、次の日曜日、一緒に遊びに行く約束をした。

その夜、BとCは、Aが入っていないSNSのグループで、今日楽しかったことや学校のことなどをやりとりし、遊び感覚で最後に「明日、Aを無視してみない」「A、動揺するよね。どっきりだね」と書き込んだ。

翌日、Aがいつも通り登校し「おはよう」とBとCに声をかけると返答がなかった。その後も、Aは理由も分からないまま、BとCから無視され続けた。

さらにその翌日もAは無視され続け、体育の授業でのバスケットボールのグループ決めのときも、BとCから外されてしまった。BとCは悪びれた様子もなく、他の生徒と仲良く話していた。また、BとCはSNSで、Aが無視したときのAの反応について楽しくやりとりした。そのやりとりを、同じグループのDがスクリーンショットにして、Aに送信した。

15日(木)、Aは欠席し、Aの母親から「Aが泣いていて、登校できない状況です。」と学校に連絡があった。

学校が対応するとしたら ※あくまで一例としてお考えください

○Aさんを家庭訪問し、状況を聞きます。Aさんに、無視をしているBさんとCさんから事情を聞くことの了解を得ます。Aさんからスクリーンショットを見せてもらいます。Aさんの立場が悪くならないように必ず守ることを伝えます。

○Aさんの了解を得たうえで、無視をしたBさん、Cさんに事情を聞き、指導します。これは明らかなじめです。Bさん、Cさんの保護者にも事情を説明し、家庭での指導も依頼します。

○DさんがAさんにスクリーンショットを見せたことをどう指導するかは、Dさんの気持ち次第で変わってきます。DさんはAさんを気遣っていたのか、加害者的な意識があったのか等を踏まえて、指導することになります。

⇒ここで、確認したいことは、Dさんのスクリーンショットを見せることがなかったとしたら、Bさん、Cさんの行為は「いじめの類似行為」になります。

⇒Dさんの行為により、Aさんは心身の苦痛を感じ欠席したと思われるので、Bさん、Cさんの行為は「いじめ」となります。

⇒Bさん、Cさんの行為により、Aさんは欠席しているので「いじめの重大事態」になる可能性があります。

もし、中条中学校で同様の事案が発生したら、認知してすぐに対応します。場合によっては、認知したその日のうちに家庭訪問させていただくこともあります。いじめも含め、生徒指導の対応は時間との勝負でもあるからです。



いじめの重大事態とは

いじめ防止対策推進法の第28条にいじめの重大事態が定義されています。

第28条 学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、（中略）当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

二の「相当な期間」とは、概ね30日とされています。しかし、当校は、いじめが理由で休み始めた場合は、直ちに調査に入ることが必要だと考えます。もし、Aさんのような事例が当校で発生すれば、市教育委員会と相談の上、調査に入ります。

けんかやふざけ合いについて

中学校では、生徒同士で「遊び半分で」とか「じゃれ合いです」と言っている場面に遭遇しますが、中条中学校では、今年度も、今のところそのような場面はほとんど見受けられません。

ただし、そのような遊び半分の行為でも、当該生徒にとって心身の苦痛を感じている場合が少なくありません。その様子を見つけたら、いじめになりうるという視点で、その状況や背景について聞き取りを進めます。

この場合で、よく事例として報告があるのはいわゆる「ズボン下ろし」です。当校ではありませんが、県内や管内でも発生しているという話を聞きます。新潟県では、ズボン下ろしから、悲しい事件になってしまった経験から、ズボン下ろしは絶対に許せないいじめであると捉えています。その意識を幼少から育てる必要があると考えます。

